

教育の公共性と多様性

・ 現代における公的教育の政治的、社会的条件について ・

野平慎二（琉球大学）

1. はじめに・ 多元的社会における価値対立

価値多元的社会といわれる現代では、個々の集団がそれぞれ異なった善き生の構想を追求することが許される一方、価値観の対立や衝突も起きうる。

ここで、その対立を利益対立と価値対立という二種類に区別して考えたい¹⁾。利益対立において焦点となるのは経済的な格差の是正である。これに対して価値対立においては、自らの価値観を他者（自分と異なる価値観をもつ人々）から承認してもらうことが問題となる。もちろんこの二つの対立は現実には複合的に生じうるが、利益対立が同一の価値観という共通の土俵の上での対立であり、自らの充足要求さえ満たされるならば必ずしも排他的とはならないのに対して、価値対立のほうでは、異質な主張の妥当要求を調停することが問題であり、その議論は相互に排他的な性格をもつ。

ひるがえって今日、教育における自由化の議論が進行し、選択の自由を認めることによって教育の質の向上が期待される一方、諸格差の拡大や社会統合の解体を招くのではないかとの懸念も出されている²⁾。上で述べたことを踏まえて、ここで確認しておきたいことは、教育の自由な選択の結果として生じるかもしれない個々人、個々の集団の対立が利益対立である場合には、その解決は比較的容易であるのに対し、教育の領域における価値対立の調停は難題だということである。

教育における利益対立は、教育機会に関する是正措置や、広く一般的な社会格差の是正措置によって補償することが可能である。その正当化原理としては、個人の自由の尊重、善さに対する正しさの優位、その具体化形態としての価値中立的な政治を旨とする現代リベラリズムの原理を適用することができる³⁾。たしかに、その是正措置によって、例えば実体としての階級格差がなくなるわけではないが、充足要求の充足と相互の無関心によって相互に棲み分けることは可能であり、ともかくも社会統合は保たれる。これに対して、教育における価値対立については、同一の価値観という共通の土俵に拠ることができない上に、教育がまさに子どもの価値観を形成する営みであることから、調停は難しくなる。逆に言えば、価値観の相互承認とそれにもとづく共存などが主題となるのもこの対立に関してである。この対立は、基本的に自己の存在意義をかけた闘争という性格をもつため、場合によっては暴力を招く結果になりかねないが、価値観形成を担う教育のあり方を見直すことによって、教育にとっても、また社会にとって

も、生産的な契機になるようにも思われる。本報告では、そのための条件について考えたい。

2. 国民国家のゆらぎ・マルチカルチュラリズムとラディカル・デモクラシー

上で述べたような価値の多元化と対立がもたらされた歴史的な背景のひとつとして、国民国家のゆらぎを挙げることができるだろう。従来、国家は、政治的に自律した主権とそれが及ぶ固有の領土をもち、その領土内の国民の一元的な価値指向と国家帰属、文化的共同体と政治的共同体の一致によって成り立つと考えられてきた。そのような国家的統一性(ナショナル・アイデンティティ)の仮構に公教育(国家学校)が大きく寄与してきたことは繰り返すまでもない。この仮構に対して、今日、さまざまな種類の文化的共同体の側から意義申し立てがなされるにいたっている⁴⁾。

このようなゆらぎについて、リベラリズムが逆説的な形で加担していることは興味深いことである。リベラリズムでは、個々人の自由が重視されるが、それは容易に相互の無関心と自己中心性に転化してしまう。また、権利主体としての個人という観点は、個々人を等価、同質な存在と捉え、その文化的、社会的属性や差異を捨象せざるをえない。さらに、価値中立的な政治の手続きは形骸化しやすく、公的な事柄への関心と参加は低くなる。加えて、リベラリズム自体もまた西洋近代的なひとつの生活様式であることをまぬがれず、社会統合の普遍的な原理を名のすることは難しい。

マルチカルチュラリズムと呼ばれる思想は、価値多元的社会において社会統合をいかに実現するかという問題についてのひとつの回答の試みとみなすことができる⁵⁾。その基底にあるのは、リベラリズムにおけるアトム的なアイデンティティ概念および一元的な国家帰属に対する批判である。リベラリズムは、私的領域における善き生の構想の多様性を認めるものの、公的な政治的主体としては画一的なアイデンティティのみを許容する。これに対して、例えばテイラーは、個人のアイデンティティ形成における対話と共同体の意義を強調する(テイラー 1996、47頁)。生まれながらに自律した個人など存在せず(例えば最初から自分の使用する言語を選択できる個人などいない)、個々人は一定の共同体におけるコミュニケーションのなかで自己の発言を他者から意味づけられ承認されながら、自己と社会の観念を確立していく。逆に言えば、個人の(また文化的共同体の)尊厳に対するもっとも重大な挑戦は、そのアイデンティティを承認しないことである。それゆえ、個人と国家との関係を考えるにあたって、個々人の質的な差異を顧慮することは重要であるし、言語、民族等のさまざまな文化的共同体の集団的アイデンティティを等閑視することはできない。マルチカルチュラリズムは、多様な価値の共存と社会統合のために、公的領域の多元化、ならびに個人と国家との間を媒介する共同体(地域や中間団体)への着目が重要となることを説いている。

アイデンティティ形成における他者関係の意義を強調しつつもそれを絶対化せず、さらにアイデンティティ概念の自明性、そして公的な事柄と私的な事柄の区別自体をも疑問に付すのがラディカル・デモクラシーである。啓蒙主義的近代の進歩思想と普遍主義は、普遍妥当的な主体の観念を想定し、人々をすべて

そのような主体へと陶冶することで社会の調和と民主主義が保たれると考えたが、見方を変えればそれは異質なものに対して同化と抑圧を強いることにほかならない。これに対してムフは、アイデンティティの確立には自己と他者の区別、言いかえれば他者の排除と対立が不可欠であることを指摘する。異質なものは、破壊されるべき「敵」(enemy)としてではなく、正統的で寛容に処せられるべき「対抗者」(adversary)として考えられなければならない(ムフ 1998、8 頁)。対抗者との差異や対立は、普遍主義の暴力を防ぐための、民主主義の必須の要件と捉えられなければならない。差異や対立は私的領域に押しとどめられるべき出来事ではなく、公的領域に解き放たれることによってこそ、民主主義社会の構成的な原動力となるのである。また、フーコーが明らかにしたように、私的とみなされる事柄も政治的、社会的な言説の配置の結果に他ならず、主体の解放の手がかりが言説の配置の組み替えにあるとすれば、私的領域と公的領域を実体的、固定的に区別して考えることはもはや無意味となる。ラディカル・デモクラシーによれば、人々の生にとってアイデンティティがもつ重要性は認められなければならないが、同時にそれが固定化し暴力を生み出してしまうことも回避しなければならない。それは、民主主義が「アイデンティティ / 差異の闘争と相互依存」(コノリー 1998、ix 頁、171 頁)というパラドクスを含んだものであることを示している(6)。

3. 福祉国家のゆらぎ・国家と市場

社会の多元化と自由化が要求される歴史的条件の二番目として、福祉国家のゆらぎを挙げる事ができる。かつて、資本主義経済の拡大にともなう市場の自動調節機能の喪失と、政治的介入による格差是正への要求の高まりが福祉国家を出現させたが、いまやその福祉国家は、給付行政による国民のクライアント化、官僚制的行政の画一化や硬直化、財政支出の負担などといった点において非効率性や問題性が指摘されている。今日の市場原理重視の動向は、こうした公的領域における行き詰まりを、再び私的な活動領域の拡大によって変えてゆこうとするものにほかならない。

こうした動向には一定の妥当性が認められることも事実である。すなわち、政治による全体的、計画的な主導が社会の確実な発展を必ずしも保証せず、また社会的な財やサービスへの需要が多様化した時代においては、個々の主体により多くの自由を与え、それを多元的に調整することで発展を生み出す市場メカニズムの重要性が増すのである(金子 / 小林 1996、161 頁)。

もっとも、その場合でも市場の性格をどのように理解するかは重要であろう。市場とは基本的に商品と商品との交換が行なわれる場であるが、その交換は言わば「命がけの飛躍」と呼ぶ特徴をもつ(柄谷 1986、45 頁、87~101 頁)。つまり、市場に参加する者は、当然ながら相手の商品が自分の商品と引き換えにしてまでも入手するだけの価値があるのかどうか熟慮の上で交換に臨むが、その結果は交換した後でしか判明しない。すなわち、商品の価値は商品に内在しているわけでも自明なものでもなく、交換されるという具体的な事実から遡って想定されるにすぎないのである。市場は、交換を通して商品の価値が作り

出される場であり、さらに広げて言えば、他者を不可欠の対立項として自分が何者であるのかが示される共同的活動の場としての性格をもつのである。

これに対して現在の市場経済を支配しているのは貨幣という一元的で抽象化された尺度である⁷⁾。商品の価値が貨幣という尺度で換算されることで、容易に相互に比較可能となる。また、貨幣という尺度を自明なものを見なすことで、本来不定形な労働や労働力も商品として扱うことが可能となる。貨幣は、交換における参加者の熟慮と交渉の負担を減少させるという意味での合理性（システムの合理性）をもつが、同時にそれによって、商品自体に価値が内在しているかのような倒錯や、参加者の匿名化、画一化も生み出されることになる。市場における一元的な尺度のもつ合理性は無視しえないが、より基本的な交換の不確定性や共同性にも目が向けられなければならない。

4．教育の市場性と共同性

教育も貨幣によって測定される側面をもっており、その意味で市場における商品としての資格を備えている。そして、今日の価値の多元化に対応し、画一的で非効率的な国家学校のシステムを活性化させる手立てとして、教育への市場原理の導入が語られる。

もっとも、前節での考察を踏まえるならば、市場原理を「匿名の個々人による私的で自由な商品選択・購入行為」と理解する限り、その理解にもとづいた教育は個々人の匿名化、社会の分裂と相互の無関心を促進するだけに終わる。選択・購入の部分は個々人の私的な自由の領域であるとして関与せず、選択・購入の前提部分での平等の保証、および結果としての格差の是正に乗り出す教育政策もありうる。けれども、多様な価値観を私的な領域に限って認めることは、たとえばその結果として社会的、経済的な格差の拡大をもたらされたとしても、それに対する個々人の無関心は許されることになり、価値観の相互承認には結びつかない。是正措置によって経済的な（つまり経済性という一元的な尺度を基準とした）平等は達成されるかもしれないが、それは価値の多元性の尊重にもとづく（その意味で民主主義的な）社会統合を意味しない。

これに対して、教育は、自分の子どもだけに関係する私的、個人的な営みを超えて、広く共同的な営みとしての側面を備えている。それは、教育が文化の伝達によって成り立ち、それによって社会を存続させる機能をもつためである。また教育には、出来上がった商品を購入するという側面のみならず、活動を子ども、教師、保護者、さらには地域社会の人々が共同で作り上げてゆく側面があるためである。この側面から見ると、教育の価値は、個々人（保護者）にとっての結果としての経済性だけでなく、教育活動が子ども、教師、保護者、地域社会の人々にとってもつ意味という点において評価される。教育はそれ自体が多様な人々が出会う公的、共同的な活動の場となりうる。教育における市場原理は、一元的尺度の上での選択ではなく、多面的な交換という意味で理解されてこそ、生産的なものになる。したがって、教育に市場原理を導入する場合に保証されなければならないのは、個人の選択の自由よりもむしろ共同的な自

己統治としての自由であり、権利主体ではなく責任主体としての個人の概念である。

5. 教育の多様性と公共性

ラディカル・デモクラシーの主張に従えば、公的空間の多様性を保つことは、民主主義にとって不可欠の要件である。この場合の「多様性を保つ」とは、単に多様な価値観が没交渉のうちに並存することではなく、相互に影響を及ぼし合い、それが社会を動かすひとつの力となるということである。学校をひとつの公的空間とみなすならば、そこでさまざまな価値観をもつ子ども、教師、保護者、そして地域社会の人々が交流することは、意義のあることだろう。

もっとも、教育をめぐるさまざまな人々の意見が一致し、共同的な活動が円滑に進むことを楽観的に期待することができないのが価値多元的社会である。このような価値の多元性を前に共通のカリキュラムを設定することは、状況によっては、例えばマイノリティをマジョリティに同化させ、文化的共同体の特色を消滅させる結果にもなりうる。マルチカルチュラリズムが指摘するように、国家は一元的な共同体としてではなく、自律的なサブシステムからなる共同体と考えることもでき、そうしたサブシステムの自律を認めることが文化的共同体の独自性の存続と社会全体の民主化(価値の相互承認)につながる場合もある。このように考えるならば、学校選択制は、個々の価値観の尊重という名のもとに社会を分裂させる方向で導入されるのではなく、多元性にもとづく民主的な社会統合が可能になるような形で導入されるべきであると考えられる。このような社会統合を可能にしていく点に教育という営みの公共性が認められるのであり、そこで必要とされるのは、それぞれの国家や社会の歴史や性格に応じて、共通カリキュラムを作り上げて設定する方法と、選択を認める方法を使い分けてゆく判断力であろう。

また、学校選択が認められる場合でも、異なる価値観や文化的共同体に対する承認や人権の尊重といった、一種の普遍的な市民としての徳性の涵養は、すべての学校において求められるだろう⁸⁾。この徳性は、他者との差異の強調が他者に対する暴力的否定へと転化するのを防ぐためのもので、決して西洋近代的な価値観を意味していない。その内実はまさに多様な価値観をもつ人々の議論によって作り上げられ、状況に応じて更新されるべきものである。自らのアイデンティティを保持することは重要であるが、アイデンティティを不変で絶対とみなすアイデンティティ神話が他者の否定と表裏一体であることを考えるならば、ローカリティにもとづきながら普遍性にも開かれた柔軟なアイデンティティが、多元的社会において教育の前提となるべきアイデンティティ概念であるように思われる⁹⁾。

註

1) この区別については、井上 1999、5 頁を参照した。

2) 現代日本の教育改革は、利益対立のレベルでは是非が問われることが多い。ただ、以下の行論との関係

で、民族集団や文化的共同体との関係についてみれば、言うまでもなく日本は複数の構成要員からなる多民族的、多文化的国家であって、教育における民族間、文化間の価値対立が顕在化する可能性も当然ながら存在する。

3) 現代リベラリズムの代表として、ここではロールズ (ロールズ 1979) を念頭に置いている。

4) ここでいう「文化的共同体」は、主として、マジョリティを構成するナショナル・アイデンティティを共有していない人々、具体的には少数派民族やエスニシティ集団、先住民、外国人労働者、永住外国人などの総称として用いている。また、フェミニズムやセクシュアリティ研究が明らかにしているように、マジョリティから不平等な扱いを受ける側が地域的、実体的な共同体としてのまとまりを構成していない場合も存在することには注意が必要である。

5) マルチカルチュラリズムは、複数の文化の共存を理念とする点では共通しているものの、多様性の許容度の点では多義的であり、政策における現れ方もさまざまな形をとる。関根によれば、マルチカルチュラリズムのアプローチとしては次のようなものがある (関根 1996、45~48 頁)。(1) 私的生活領域での文化的多様性は認めるが公的生活領域ではホスト社会の文化、言語、社会習慣に従うべきだとする (それゆえ学校、公共施設等での多言語使用には消極的な)「リベラル多元主義 (Liberal Pluralist Approach)」、(2) 公的領域においても民族舞踊、民族衣裳、エスニック料理、民族の祭りなどの表層的、象徴的なエスニシティに限って認める「シンボリック多元主義 (Symbolic Pluralist Approach)」、(3) マイノリティが競争上不利であることを認め、社会参加のために積極的に財政的、法的援助を行ない、「機会の平等」のみならず「結果の平等」も促進しようとする (それゆえ公的領域における多言語コミュニケーション、多言語・多文化教育、エスニック・コミュニティの法的承認などが進められる)「コーポレート多元主義 (Corporated Pluralist Approach)」、(4) ホスト社会の文化を否定し、独自の生き方を分裂的、隔離的に追求しようとする (それゆえ例えば自民族の歴史をホスト文化の学校が教えることを認めない)「ラディカル多元主義 (Radical Pluralist Approach)」。この分類に従えば、本論で言及するテイラーはコーポレート多元主義に含まれる。

6) コノリーは、民主主義的な闘争が暴力的なものへと転化しないための条件として、「相互に連結する集団や相争う集団の間にアゴーン的な敬意を涵養すること」を挙げている (コノリー 1998、x 頁)。

7) 柄谷によれば、交換それ自体に合理的な根拠があり、貨幣はその尺度ないし手段にすぎないと考えたのは古典経済学であり、それを背後で支えているのは、交換をはじめとする社会的関係の規則の自明性と普遍性を想定する啓蒙主義である (柄谷 1986、91 頁)。このようなフェティシズムを打破する手がかりを、柄谷はマルクスの価値形態論、およびウィトゲンシュタインの言語ゲーム論に求めている。

8) これは、実際の学校教育によってこのような涵養の達成が保証されるという意味ではもちろんない。なお、宮寺 2000、168 頁以下で論究されているパトリシア・ホワイトの民主主義的諸性向の涵養論は、この論点と重なるものと考えられる。

9) 国家や社会の構成原理を考えるにあたってアイデンティティというミクロな次元の顧慮が不可欠であ

り、またアイデンティティの絶対視が対外的、対内的な摩擦や抑圧を招くことについては、杉田 1998、第5章を参照した。

文献

- [井上 1999] 井上達夫 『他者への自由・公共性の哲学としてのリベラリズム』 創文社、1999年。
- [ウルフ/ヒッティングー 1999] クリストファー・ウルフ/ジョン・ヒッティングー(菊池理夫他訳) 『岐路に立つ自由主義・現代自由主義理論とその批判』 ナカニシヤ出版、1999年。
- [金子/小林 1996] 金子元久/小林雅之 『教育・経済・社会』 放送大学教育振興会、1996年。
- [柄谷 1986] 柄谷行人 『探究Ⅰ』 講談社、1986年。
- [コノリー 1998] ウィリアム・E・コノリー(杉田敦他訳) 『アイデンティティ/差異・他者性の政治』 岩波書店、1998年。
- [杉田 1998] 杉田敦 『権力の系譜学・フーコー以後の政治理論に向けて』 岩波書店、1998年。
- [関根 1996] 関根正美 「国民国家と多文化主義」、初瀬 1996、41～66頁所収。
- [テイラー 1996] チャールズ・テイラー 「承認をめぐる政治」、チャールズ・テイラー他著(佐々木毅他訳) 『マルチカルチュラリズム』 岩波書店、1996年、37～110頁。
- [初瀬 1996] 初瀬龍平編 『エスニシティと多文化主義』 同文館、1996年。
- [宮寺 2000] 宮寺晃夫 『リベラリズムの教育哲学・多様性と選択』 勁草書房、2000年。
- [ムフ 1998] シャンタル・ムフ(千葉真他訳) 『政治的なるものの再興』 日本経済評論社、1998年。
- [メンダス 1997] スーザン・メンダス(谷本光男他訳) 『寛容と自由主義の限界』 ナカニシヤ出版、1997年。
- [ロールズ 1979] ジョン・ロールズ(矢島鈞次監訳) 『正義論』 紀伊國屋書店、1979年。